

第60期 年間決算公告

自 令和7年 1月 1日
至 令和7年 12月 31日

東京都千代田区丸の内3-4-1(新国際ビル)
株式会社八ナ銀行 在日支店
日本における代表者 鄭 奉奎

貸借対照表

令和 7年 12月 31日現在

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
現 金 預 け 金	264,968	預 当 座 預 金	68,724
現 預 け 金	396	普 通 預 金	556
コ ー ル ロ ー ン	264,572	貯 蓄 預 金	16,842
買 現 先 勤 定		通 知 預 金	5,810
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金 形		定 期 預 金	38,423
買 入 手 債 券		定 期 積 金	
買 入 金 銭 債 券		そ の 他 の 預 金	7,090
商 品 有 価 証 券		譲 渡 性 預 金	1,000
商 品 国 債 債		コ ー ル マ ネ ー	
商 品 地 方 債 債		売 現 先 勤 定	
商 品 政 府 保 証 債		債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	
そ の 他 の 商 品 有 価 証 券		売 渡 手 形	
金 銭 の 信 託		コ マ ー シ ャ ル ・ ベ ー パ ー	
有 価 証 券	10,000	借 用 金	2,002
国 債 債		再 割 引 手 形	
地 方 債 債		借 入 金	2,002
短 期 社 債 債		外 国 為 替	1,132
社 債 債		外 国 他 店 預 り	1,099
株 式 債 債		外 国 他 店 借	
そ の 他 の 証 券 金	10,000	売 渡 外 国 為 替	
貸 出 金	205,051	未 払 外 国 為 替	33
割 引 手 形	27,219	そ の 他 負 債	2,320
手 形 貸 付 付	175,791	未 決 済 為 替 借	
証 書 貸 付 付	2,040	未 払 法 人 税 等	425
当 座 貸 越	7,307	未 払 費 用	977
外 国 為 替	144	前 受 取 益	491
外 国 他 店 預 け		従 業 員 預 り 金	
外 国 他 店 貸		給 付 補 填 備 金	
買 入 外 国 為 替	1,807	先 物 取 引 受 入 証 拠 金	
取 立 外 国 為 替	5,356	先 物 取 引 差 金 勘 定	
そ の 他 資 産	1,584	借 入 商 品 債 券	
未 決 済 為 替 貸		借 入 有 価 証 券	
前 払 費 用	50	売 付 商 品 債 券	
未 取 収 益	742	売 付 債 券	
先 物 取 引 差 入 証 拠 金		金 融 派 生 商 品	126
先 物 取 引 差 金 勘 定		金 融 商 品 等 受 入 担 保 金	
保 管 有 価 証 券 等		リ ー ス 債 務	
金 融 派 生 商 品	501	資 産 除 去 債 務	
金 融 商 品 等 差 入 担 保 金		そ の 他 の 負 債	298
リ ー ス 投 資 資 産		賞 与 引 当 金	
そ の 他 の 資 産	289	退 職 給 与 引 当 金	146
有 形 固 定 資 産	120	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	2
建 物 地		そ の 他 の 引 当 金	85
土 地		特 別 法 上 の 引 当 金	
リ ー ス 資 産		金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金	
建 設 仮 勘 定		繰 延 税 金 負 債	
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	120	支 払 承 諾	2,758
無 形 固 定 資 産	220	本 支 店 勘 定	438,983
ソ フ ト ウ ェ ア		本 店	426,648
の れ ん		在 日 支 店	533
リ ー ス 資 産		在 外 支 店	11,801
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	220	小 計	517,155
前 払 年 金 費 用		持 込 資 本 金	3,139
繰 延 税 金 費 産		繰 越 利 益 剰 余 金	1,168
支 払 承 諾 見 返	2,758	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
貸 倒 引 当 金	△ 1,873	繰 延 ハ ッ シ 損 益	
本 支 店 勘 定	31,323	土 地 再 評 価 差 額 金	
本 店	30,813		
在 日 支 店	465		
在 外 支 店	44		
合 計	521,463	合 計	521,463

(記載上の注意)

1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
- (1) 継続企業の前提（会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなつた場合を除く。）は、次に掲げる事項
- | | |
|---------------------------------|-----|
| ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容 | 該当無 |
| ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策 | 該当無 |
| ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由 | 該当無 |
| ④ 当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別 | 該当無 |
- (2) 次に掲げる会計方針に関する事項
- | | |
|-----------------------|--|
| ① 有価証券の評価基準及び評価方法 | 評価後、その他有価証券評価差額金算入 |
| ② 有形固定資産の減価償却の方法 | 定率法 |
| ③ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準 | 期末の TT 仲値 |
| ④ 貸倒引当金の計上方法 | 債権分類に応じた比率に基づき計上 |
| ⑤ 退職給付引当金の計上方法 | 期末要支給額の100% |
| ⑥ 睡眠預金払戻損失引当金 | 一定の条件を充たして負債計上を中止した預金について預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績率に基づく将来の払戻損失見込額を計上。 |
| ⑦ リース取引の処理方法 | 経費処理 |
| ⑧ ヘッジ会計の方法 | 該当無 |
| ⑨ 金銭の信託の評価基準及び評価方法 | 該当無 |
| ⑩ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 | 金融商品会計に関する実務指針に基づく時価会計 |
| ⑪ 収益の計上方法 | |
- 顧客との契約に基づく主な履行義務の内容：預金業務、貸出業務、為替業務、輸出入業務等の各種サービスの提供
- ATM利用手数料（預金業務）、融資取扱手数料（貸出業務）、外国送金手数料（為替業務）、輸出手形買取手数料（輸出入業務業務）等については取引が発生又は関連サービスが提供された時点において履行義務を充足するものとして収益を認識。
- 貸出業務のうちシンジケート・ローン関連の手数料等、貸出期間にわたって履行義務を充足するものについては、当該期間にわたって収益を認識。
- | | |
|------------------|-----|
| ⑫ その他採用した重要な会計方針 | 該当無 |
|------------------|-----|
- (3) 次に掲げる会計上の見積りに関する事項
- | | |
|---|-----|
| ① 会計上の見積りにより当該事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であつて、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるもの | 該当無 |
| ② 当該事業年度に係る財務諸表の①に掲げる項目に計上した額 | 該当無 |
| ③ ②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報（連結財務諸表に注記すべき情報と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該情報の記載を要しない。） | 該当無 |
- (4) 会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の3から第8条の3の7までの規定に準じて記載すること。ただし、当事業年度に係る財務諸表のみを表示している場合には、前事業年度に係る事項については記載を要しない。）
- | |
|-----|
| 該当無 |
|-----|
- (5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載する事を要しない。）
- | |
|-----|
| 該当無 |
|-----|
- (6) 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）
- | |
|-----|
| 該当無 |
|-----|
- (7) 持分法損益等に関する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の9に規定する事項
- | |
|-----|
| 該当無 |
|-----|
- (8) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第3項までに規定する有価証券に関する事項
- | |
|--------------------|
| 満期保有目的債券 10,000百万円 |
|--------------------|
- (9) 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額並びに、これらの合計額
- なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロによる。
- | | |
|--------------------------|------------------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権： 38百万円 | 危険債権： 0百万円 |
| 三月以上延滞債権： 15百万円 | 貸出条件緩和債権： 364百万円 |
| | 合計額： 417百万円 |
- (10) 有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。
- | |
|-----|
| 該当無 |
|-----|
- (11) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額
- | | | |
|--------------------|-------|-----|
| 減価償却累計額 (370 百万円) | 圧縮記帳額 | 該当無 |
|--------------------|-------|-----|

- | | |
|--|-----|
| (12) リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項（会社計算規則第108条の規定に従い記載すること。） | 該当無 |
| (13) 支店の代表者との間の取引による支店の代表者に対する金銭債権があるときは、その総額。ただし、総合口座取引における
当座貸越及び預金を担保とする貸付金（担保とされた預金の額を超えないものに限る。）は、この限りでない。 | 該当無 |
| (14) 支店の代表者との間の取引による支店の代表者に対する金銭債務があるときは、その総額。ただし、預金はこの限りでない。 | 該当無 |
| (15) 資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額 | 該当無 |
| (16) 重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額 | 該当無 |
| (17) 事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象 | 該当無 |
| (18) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の17から第8条の22まで、第8条の25、第56条及び第95条の3の3に
規定する企業結合に関する事項 | 該当無 |
| (19) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の23、第8条の24及び第8条の26に規定する事業分離に関する事項 | 該当無 |
| (20) 資産の部の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、
当該社債の発行が金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)に係る保証債務の額 | 該当無 |
| (21) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項 | 該当無 |
2. 特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。
3. 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
4. 「その他の資産」及び「その他の負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の1を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。
5. 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。
6. 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

損 益 計 算 書

令和 7 年 1 月 1 日から
令和 7 年 12 月 31 日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
経常収益	27,327	役員取引等費用	111
資金運用収益	6,728	外国為替支払手数料	9
貸出金利息	5,984	内国為替支払手数料	28
有価証券利息配当金	121	その他の役員費用	73
コールローン利息		その他業務費用	19,284
買現先利息		外国為替売買損	16,790
債券貸借取引受入利息		商品有価証券売買損	
買入手形利息		国債等債券売却損	
預け金利息	317	国債等債券償還損	
金利スワップ受入利息		国債等債券償却	
外国為替受入利息	83	金融派生商品費用	2,495
本支店為替戻受入利息	219	その他の業務費用	
その他の受入利息		営業経費	1,050
役員取引等収益	637	その他経常費用	343
外国為替受入手数料	236	貸倒引当金繰入額	246
内国為替受入手数料	15	貸出金償却	
その他の役員収益	385	株式等売却損	
その他業務収益	19,841	株式等償却	
外国為替売買益	17,327	金銭の信託運用損	
商品有価証券売買益		その他の経常費用	97
国債等債券売却益			
国債等債券償還益		経常利益	1,954
金融派生商品収益	2,514	(又は経常損失)	
その他の業務収益		特別利益	
その他経常収益	119	固定資産処分益	
貸倒引当金戻入益		負ののれん発生益	
償却債権取立益	3	金融商品取引責任準備金取崩額	
株式等売却益		その他の特別利益	
金銭の信託運用益			
その他の経常収益	116	特別損失	
経常費用	25,372	固定資産処分損	
資金調達費用	4,582	減損損失	
預金利息	234	金融商品取引責任準備金繰入額	
譲渡性預金利息	48	その他の特別損失	
コールマネー利息			
売現先利息		税引前当期純利益	1,954
債券貸借取引支払利息		(又は税引前当期純損失)	
売渡手形利息		法人税、住民税及び事業税	785
コマースナル・ペーパー利息		法人税等調整額	
借入金利息	25	法人税等合計	785
金利スワップ支払利息		当期純利益	1,168
外国為替支払利息		(又は当期純損失)	
本支店為替戻支払利息	4,273	繰越利益剰余金(当期首残高)	1,295
その他の支払利息		本店への送金	1,295
		(本店からの補填金)	
		繰越利益剰余金	1,168

(記載上の注意)

1. 損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
2. 本部経費負担額を注記すること。
なお、当該負担額の内訳を次の区分により併記すること
(1) 直接経費（派遣職員給与等）： 該当無
(2) 間接経費割当額： 195百万円
3. 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、非経常的な利益又は費用の金額を記載すること。ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。
4. 法令に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときには、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
5. 「貸倒引当金繰入額」には、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の繰入額と取崩額を相殺した後の金額を記載すること。また、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の取崩額が繰入額を上回る場合には、当該上回る額を「貸倒引当金戻入益」に記載すること。
6. 「貸出金償却」には、個別貸倒引当金の目的使用による取崩額を控除した後の金額を記載すること。
7. 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。
8. 遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する遡及適用をいう。）又は修正再表示（同上第53項に規定する修正再表示をいう。）を行なった場合には、繰越利益剰余金（当期期首残高）に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の繰越利益剰余金（当期首残高）を区分表示すること。
9. 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項